

座間市設計変更ガイドライン

平成30年7月 策定

令和5年版

財務部契約検査課

座 間 市

目 次

1	ガイドラインの目的	- 1 -
2	設計変更の基本事項	- 1 -
	（1）設計図書とは	- 1 -
	（2）設計変更の基本的な考え方	- 1 -
	（3）設計変更の対象事項	- 1 -
	（4）設計変更の対象とならない事項	- 2 -
3	発注者・請負者の留意事項	- 3 -
	（1）発注者の留意事項	- 3 -
	（2）請負者の留意事項	- 3 -
4	設計図書の照査	- 4 -
	（1）土木工事の取扱い	- 4 -
	ア 設計図書の照査とは	- 4 -
	イ 照査の結果により問題点が見つかった場合	- 4 -
	ウ 設計図書の照査の範囲を超えるもの	- 4 -
	（2）建築工事の取扱い	- 5 -
5	設計変更の対象事例及び手続き	- 6 -
6	仮設における「指定」と「任意」の使い分け	- 12 -
	（1）基本的な考え方	- 12 -
	（2）指定仮設	- 12 -
	（3）任意仮設	- 12 -
	（4）仮設の設計変更の留意点	- 12 -
	〔参考資料〕 工事請負契約約款の抜粋（令和5年4月1日版）	- 14 -

1 ガイドラインの目的

座間市では、道路、公園、上下水道、建築物等、公共施設の整備、維持管理に関する請負工事を毎年数多く発注しています。各々の請負工事は、自然的条件（地質・湧水等の条件）や社会的条件（交通規制・他の公共的施設（電気・ガス・水道）等の条件）など、多様な条件の下で個別に設計・施工を実施し、多岐に亘る目的物を完成させていくことになりますが、工事の進捗と共に、発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり、当初の設計を変更せざるを得ないことがあります。この場合、契約の当事者である発注者と請負者は、座間市の契約約款に基づいて設計変更や契約変更を行っていきます。

本ガイドラインは、当初の設計を変更する場合において、どのような設計変更が契約変更となるのかを具体的な事例を交えながら明確にし、全ての設計変更が必ずしも契約変更にはならないことを、発注者及び請負者双方で認識する、共通の手引書とすべく考え方を整理したものです。

2 設計変更の基本事項

（１）設計図書とは

発注者（契約約款では「甲」）及び請負者（契約約款では「乙」）は、契約約款を含む契約書に基づき、「設計図書」に従って、締結した契約を履行しなければなりません。

ここでいう「設計図書」とは、契約約款第1条では「別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう」と規定されています。

また、土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第1編第1章総則 1-1-1-2 では「工事数量総括表」が規定されています。

（２）設計変更の基本的な考え方

工事の設計積算は、現場の自然条件、社会条件、施工時期など、施工に影響を与える様々な要因を、設計時点で想定した上で行うものであり、施工は、これにより作成した設計図書に基づいて実施すべきですが、やむを得ない事情により、設計図書と現場等に差異が生じた際は、当該工事の同一性を保てる範囲において、設計内容の変更を行います。その結果、工期や請負代金額に変更が生じた場合は、契約変更により対応します。

設計の条件変更等に関しては、契約約款第18条及び第19条に規定されております。

（３）設計変更の対象事項

請負者は、工事の施工にあたり、契約約款第18条第1項（条件変更等）に該当する事実を発見したときには、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければなりません。なお、監督員自ら事実を発見したとき（契約約款第18条第2項）は、請負者

の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。また、発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更は、契約約款第 19 条（設計図書の変更）に、請負者の責によらない事由による工事の一時中止については契約約款第 20 条（工事の中止）に規定しています。

設計変更の対象となる事項

設計変更の対象となる事項 設計変更の対象事項	契約約款
① 図面と仕様書等が一致しない	第18条第1項第1号
② 設計図書に誤謬または脱漏がある	第18条第1項第2号
③ 設計図書の表示が明確でない	第18条第1項第3号
④ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない	第18条第1項第4号
⑤ 予期することのできない特別な状態が生じた（設計図書で明示されていない施工条件について）	第18条第1項第5号
⑥ 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	第19条
⑦ 請負者の責によらない事由による工事の一時中止	第20条

（４）設計変更の対象とならない事項

下記の場合においては、原則として設計変更できません。（ただし契約約款第 27 条（臨機の措置）での対応の場合は除く）

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合

請負者は、契約約款第 18 条第 1 項により設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面（工事記録等）により監督員に提出し、確認を求める必要がある。

- ② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答前に施工を実施した場合

協議の回答は、発注者が契約約款第 18 条第 3 項により調査の終了後 14 日以内に行うこととなっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要などやむを得ず請負者の意見を聴いたうえで、回答までの期間を延長する場合もある。その為、請負者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

- ③ 「承諾」で施工した場合

ここでいう承諾とは、請負者が自らの都合による施工方法等について、監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等の場合は、契

約款第 18 条による確認をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

- ④ 契約約款・共通仕様書・公共建築工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に定められている所定の手続を経ていない場合

（契約約款第 18 条～24 条、共通仕様書 1-1-1-14～1-1-1-16、標準仕様書 1.1.8～1.1.10）

発注者及び請負者は、通知・協議・指示・確認など、所定の手続を経て契約変更に至る必要がある。

- ⑤ 正式な書面によらない事項（口頭での指示・協議等）の場合

（共通仕様書 1-1-1-2 22、標準仕様書 1.1.2(t)）

発注者は速やかに書面による指示・協議等を行う。請負者は書面による指示・協議等の回答を得て施工する。

3 発注者・請負者の留意事項

（１）発注者の留意事項

請負工事の施工は設計図書に従って実施されるため、発注者は、請負者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は、請負者に対して書面により指示を行わなければなりません。

また、工事目的と関係のない工種の追加や、別の工事で施工すべき工種の追加を請負者に対して指示する権限はありません。これらは全て協議によることとなります。

適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければなりません。

- ① 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は書面で行う。

（契約約款第 1 条第 5 項）

- ② 請負者から設計図書についての確認の請求があった場合は、請負者の立会いの上、調査を行う。

（契約約款第 18 条第 2 項）

- ③ 設計変更後の請負金額や工期は、請負者と協議のうえ決定する。

（契約約款第 24 条、第 25 条）

- ④ 工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。

- ⑤ 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、一工事の設計変更を行う際に関連するその他の工事についても設計変更に係る事由が発生する可能性があるため、その他の工事の設計変更について併せて検討する。

（２）請負者の留意事項

請負者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたっては、発注者の意図、設計図書、現場条件などを事前に確認する必要があります。

また、確認した内容も踏まえ、請負者が任意で定める範囲を含めた施工内容等を具体的に施工計画書に記載して工事着手前に提出し、これを遵守して施工しなければなりません。

適切に工事を施工するため、請負者は、次の事項に留意しなければなりません。

- ① 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な通知、報告等は書面で行う。
(契約約款第1条第5項)
- ② 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど、施工する上で疑義が生じた場合は、速やかに監督員に通知する。
(契約約款第18条第1項)
- ③ 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その内容について、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する（独自の判断で施工しない）。
- ④ 協議を求める場合は、協議理由及び協議内容を発注者が確認できるよう、必要となる資料を整えて、書面により行う。

4 設計図書の照査

(1) 土木工事の取扱い

ア 設計図書の照査とは

「設計図書の照査」とは、発注者から受領した設計図書の内容に沿って工事を実施した場合に、そのままでは工事の目的を達成できないような不備、問題点が無いか確認することです。

具体的には、共通仕様書（1-1-1-3「設計図書の照査等」）に規定されているとおり、請負者が施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する設計図書の問題点の存在の有無を確認することです。

イ 照査の結果により問題点が見つかった場合

請負者は、当初設計等に対して契約約款第18条第1項に該当する事実が発見された場合、速やかに監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとします。また請負者は、監督員から更に詳細な説明または、書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければなりません。

また、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としません。

ウ 設計図書の照査の範囲を超えるもの

請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、次のものなどが想定されます。

設計照査の範囲を超えるもの

①	現地測量の結果、横断図全てを新たに作成し直す必要があるもの。または、縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
②	施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴い、横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
③	現地測量の結果、排水路計画を新たに策定し直す必要があるもの。または、土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
④	構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
⑤	構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
⑥	現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）
⑦	構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合で、構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
⑧	試験杭等により基礎杭が変更となる場合で、構造計算および図面作成が必要となるもの。
⑨	土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合で、構造計算及び図面作成が必要となるもの。
⑩	「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計
⑪	構造物の応力計算書における計算入力条件の確認や、構造物の応力計算を伴う照査
⑫	設計根拠まで遡る見直しや、必要となる工費の算出
⑬	新設舗装工事の再設計（現況CBRに合わせた舗装構成の再設計が必要となるもの）

（２）建築工事の取扱い

建築物等を建築、改修する工事（以下「建築工事」という。）においては、請負者は、設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合または、現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議することとなっています。

建築工事における「監督職員と協議」とは、標準仕様書（1章1節1.1.2用語の定義（**ホ**））では、「協議事項について、監督職員と請負者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すこと」と規定されています。具体的には、標準仕様書（1.1.8「疑義に対する協議等」）に規定されているとおりです。

協議を行った結果、設計図書の訂正または、変更を行う場合は、契約約款第18条の規定によります。

5 設計変更の対象事例及び手続き

契約約款において、条件変更等に伴う設計変更の対象事項は、契約約款第18条（条件変更等）に、発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更は、契約約款第19条（設計図書の変更）に、また、請負者の責によらない事由による工事の一時中止については、契約約款第20条（工事の中止）で規定しています。このことから、設計変更の対象となる主な事項は「2 設計変更の基本事項（3）設計変更の対象事項」で示した下表になります。

設計変更の対象となる事項

設計変更の対象となる事項 設計変更の対象事項	契約約款
① 図面と仕様書等が一致しない。	第18条第1項第1号
② 設計図書に誤謬または脱漏がある。	第18条第1項第2号
③ 設計図書の表示が明確でない。	第18条第1項第3号
④ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない。	第18条第1項第4号
⑤ 予期することのできない特別な状態が生じた（設計図書で明示されていない施工条件について）。	第18条第1項第5号
⑥ 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	第19条
⑦ 請負者の責によらない事由による工事の一時中止	第20条

以下では、①から⑦までの設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示します。

なお、①から⑤までの手続きフロー図は同じになりますので②から⑤までは省略します。

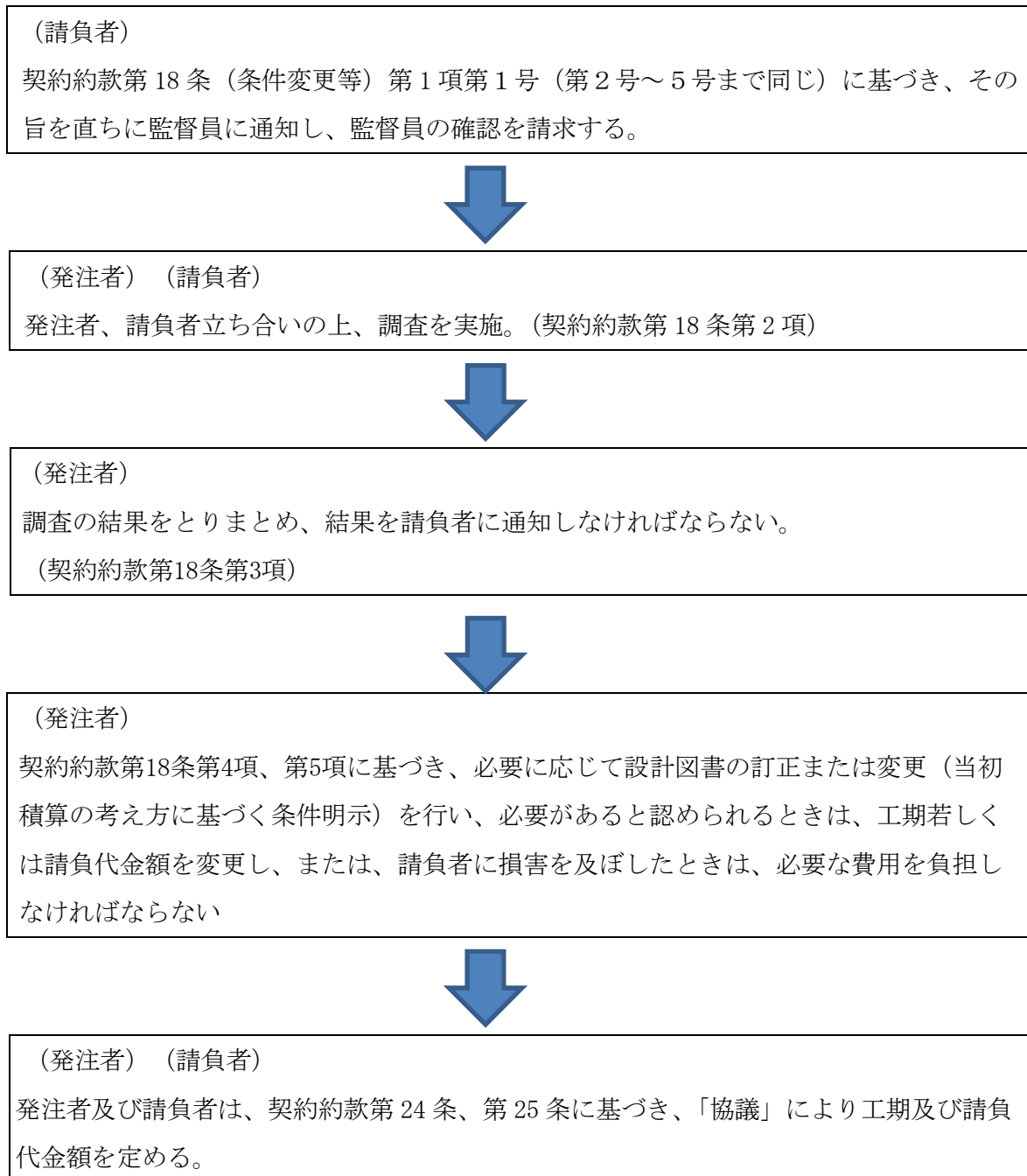
① 図面と仕様書等が一致しない（第18条第1項第1号）

請負者は、図面と仕様書等が一致しない場合、監督員に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求します。

[例]

- ◆ 図面と仕様書等の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
- ◆ 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合等

手続きフロー図（１）



* 変更契約を締結するには、変更設計書の作成、履行保証の手続き、契約事務手続き等、発注者および請負者共に時間を要することになります。工期満了後では、変更契約を締結することはできません。よって、早期に事実を発見し協議を行い、変更契約を希望する日から遅くとも 1 週間前までに、契約手続きを行ってください。

② 設計図書に誤謬(ごびゅう)または、漏(だつろう)がある（第 18 条第 1 項第 2 号）

請負者は、設計図書に誤謬、または、脱漏がある場合、書面により監督員に通知し、確認を請求します。

[例]

- ◆ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。
- ◆ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。
- ◆ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない。
- ◆ 同一工事現場の建築、電気設備及び機械設備の各設計内容の整合がとれていない。

※ 手続きフロー図（１）と同じ。

③ 設計図書の表示が明確でない（第 18 条第 1 項第 3 号）。

請負者は、設計図書の表示が明確でない場合、書面により監督員に通知し、確認を請求します。

[例]

- ◆ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- ◆ 水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合等

※ 手続きフロー図（１）と同じ。

④ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない（第18条第1項第4号）。

請負者は、設計図書に示された施工条件と実際の施工現場が相違する場合、書面により監督員に通知し、確認を請求します。

[例]

- ◆ 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- ◆ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ◆ 設計図書に明示された交通誘導警備員の配置人数等が規制図と一致しない場合
- ◆ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合等

※ 手続きフロー図（１）と同じ。

⑤ 予期することのできない特別な状態が生じた（第 18 条第 1 項第 5 号）

発注者が設計図書において施工条件として明示していない事項に関して、工事着手後に予期することのできない特別な状態が生じた場合、請負者は、書面により監督員に通知し、確認を請求します。

[例]

- ◆ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
- ◆ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- ◆ 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合等

※ 手続きフロー図（1）と同じ。

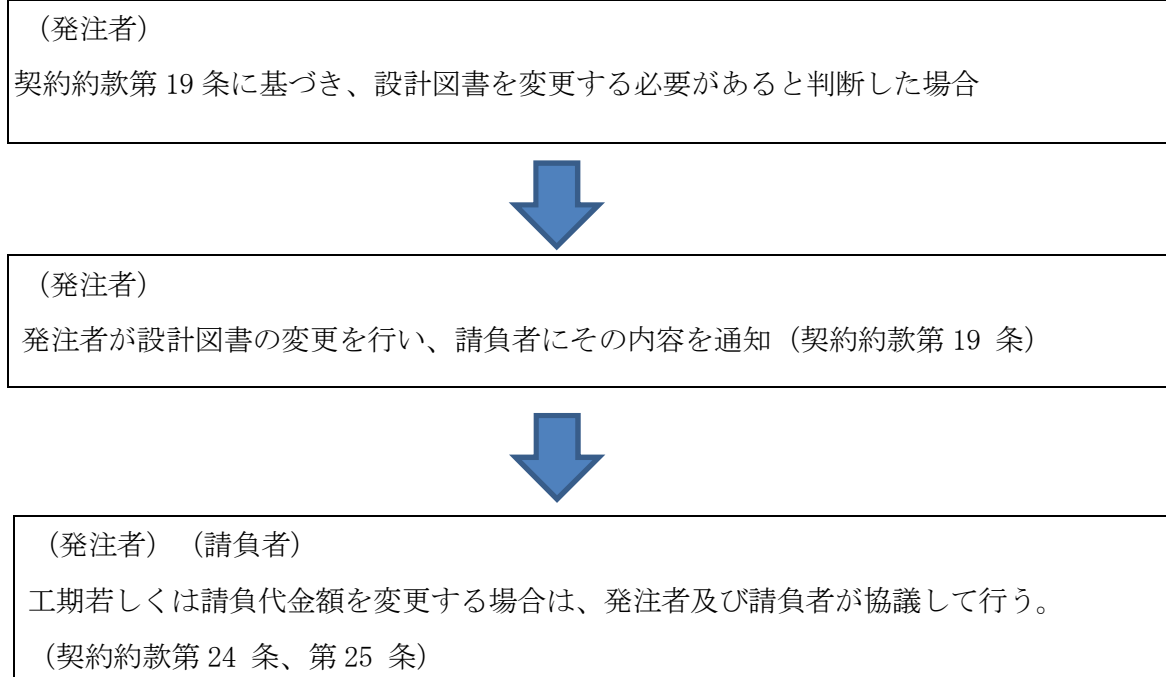
⑥発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更（第 19 条）

発注者は、住民要望や周辺環境等の諸条件を検討した上で、工事を発注していますが、工事着手までの状況変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は、変更内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができます。

[例]

- ◆ 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- ◆ 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- ◆ 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- ◆ 施設の維持管理または利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等

手続きフロー図（2）



*変更契約を締結するには、変更設計書の作成、履行保証の手続き、契約事務手続き等、発注者及び請負者共に時間を要することになります。工期満了後では変更契約を締結することはできません。よって、早期に事実を発見し協議を行い、変更契約を希望する日から遅くとも 1 週間前までに契約手続きを行ってください。

⑦請負者の責によらない事由による工事の一時中止（第 20 条）

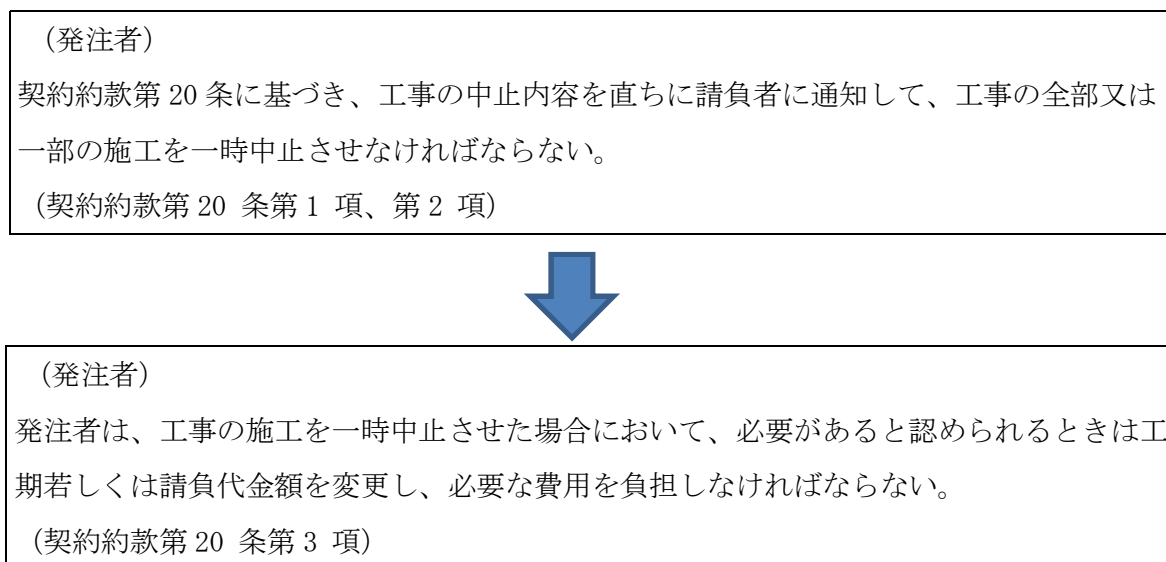
請負者の責めに帰することができない事由により、工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部または、一部の施工の一時中止を命じなければなりません。

また、工事を一時中止したことにより、請負者が工事の続行に備え工事現場を維持しておく必要が生じたり、労働者、建設機械器具等を保持するための費用が生じるなど、工事の施工の一時中止に伴う増加費用が発生した場合は、発注者が工期、請負代金額を変更して、必要な費用を負担しなければなりません。（ここでいう“工事の一時中止”は、工事の打切りは含んでいません。）

[例]

- ◆ 工事用地が確保できる前提で発注したが、所有者による建物の除却が間に合わなくなった。
- ◆ 豪雨により現場への進入路の法面が崩落し、乗り込みが出来なくなった。
- ◆ 工事着手直前に、地元から一部の計画の見直し要望が提出され、検討に要する期間が必要になった。

手続きフロー図（3）



* 変更契約を締結するには、変更設計書の作成、履行保証の手続き、契約事務手続き等、発注者および請負者共に時間を要することになります。工期満了後では変更契約を締結することはできません。よって、早期に事実を発見し協議をおこない、変更契約を希望する日から遅くとも 1 週間前までに契約手続きを行ってください。

6 仮設における「指定」と「任意」の使い分け

(1) 基本的な考え方

工事目的物を完成させるために必要な仮設及び施工方法その他一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、請負者がその技術力等を発揮するところであり、施工主体である請負者の責任による自主的な選択が原則となります。

一方、請負者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、「施工方法等」を指定することができます。

このように、「指定」と「任意」の考え方は、工事の設計(積算)全般に共通する考え方ですが、特に仮設において、いずれに当たるのかを受発注者双方で確認しておくことが役割の明確化につながります。

契約約款第1条第3項により、発注者の指定事項以外（設計図書に指定されていない場合）は、工事実施の手段、仮設物等は、請負者の裁量の範囲としてみなされます。

(2) 指定仮設

関係官公署等との協議や第三者との調整等により、「施工方法等」を特に指定する必要がある場合は、発注者は設計図書等に仮設の構造、規格、寸法、工法等の特別な定めを明示し、指定します。

[指定する場合の事例]

- ◆ 関係官公署との協議により制約条件のある場合
- ◆ 特許工法又は特殊工法を採用する場合
- ◆ その他、環境対策等、第三者に特に配慮する必要がある場合
- ◆ 他の工事等に使用するため、仮設物を工事完成後も存置する必要がある場合等

(3) 任意仮設

発注者は設計図書等に、仮設の構造、規格、寸法、施工方法等を決定するために必要な条件のみを明示します。工事の設計(積算)上は、当該条件に基づき、発注者の判断による仮設工を適切に計上します。

請負者は、明示された条件に基づき、その責任において自主的に仮設、施工方法等を選択し、安全性の確認や経済性等、必要な検討を行い施工します。

(4) 仮設の設計変更の留意点

任意仮設は、原則として設計変更の対象としません。ただし、設計図書に明示された、「施工方法等」を選定するために必要な条件について変更が生じた場合は、設計変更の対象となります。

指定仮設は、請負者の裁量の余地が認められないため、現場で施工する構造、規格、寸法、工法等のすべてが設計変更の対象となります。

〔参考資料〕 工事請負契約約款の抜粋（令和 5 年 4 月 1 日版）

（総則）

第 1 条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（条件変更等）

第 18 条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの
甲が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
甲が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わない
もの 甲乙協議して甲が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事内容変更指示書をもって設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあつては、甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、乙が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。